

大分県初代県令森下景端(2)

― 県庁開設と県政機構 ―

末 広 利 人

一 はじめに

本稿では、「県庁開設と県政機構」を中心に、森下大分県政をみる。

すでに、十数年の歳月を要した『大分県史』全21巻が刊行されており、その近代篇Ⅰは維新期から明治地方自治体制の確立期までの約四半世紀ほどに、五七〇頁余をあてている。しかも、初代県令森下景端およびその政治と政策は、近代篇Ⅰの中の中心部分の一つである。今さら挑んだとしても、多分に繰返しや蛇足となる危険性をはらんでいよう。

しかし、『大分県史』の刊行からは早くもかなりの時間が経過した。県立図書館も移転して新生し、先哲史料館や公文書館が新に併設されて、史資料の整備と収集にも前進が見られる。また出版界においても、『資料・日本の地方自治』1・2・3（学陽書房・一九九九年刊）などの基本史料も刊行され、便宜を与えてくれるし、各都道府県史の刊行も一段落した。新しい時代に新しい環境を生かしつつ、史資料の更なる搜索や再読を重ね、一歩でも二歩でも前進を続け、出来得ることならその書替えを迫る準備をすることは、われわれ後進の努めであろう。また、本稿は初代県令森下を中心とするので視点が変われば、新しい発見がなされる場合もあるかもしれない。

なお、これは市町村史誌類も同じであるが、公共団体による編さん物の場合、ともすれば推測や分析的叙述、考証は避けて、

表現のトーンを抑え、評価にはあまり深入りせず、地元中心の記述を行うため、鮮烈なイメージを創り上げにくい宿命を持っている。

これらの点を考慮しつつ、大分県草創期の状況について、可能な限り詰めてみるのが、本稿のねらいである。

二 県庁の開設

1 「参事」ポストについて

森下景端は、明治四年一月一日付けで大分県参事に発令され、二か月以上を経過した五年一月一日、沢原源太郎・渥美広通・坪田寿郎などを伴って大分に着岸、二三日に仮県庁を開庁した。

県庁開設に先立って、まず「参事」というポストについて確認しておく必要がある。参事・権参事は府県官制（四年一月二八日、太政官第五六〇号）ではじめて登場したが、県治条例（四年一月二七日、太政官達第六二三号）によれば、「職掌令ニ亜ク、令ヲ輔ケ部内ノ庶事ヲ参判スルノ責ニ任ス」るものであった。しかし、「令事務アリテ他方へ出張スル敷或ハ闕官アルトキハ一切其職掌ヲ代理スルヲ得ル」こととなっていた。森下の参事時代、

第1表 新地方長官の官職名

明治4年11月

官職名	府県数
知事	2
権知事	1
令	12
権令	18
参事	39
権参事	3
計	75

（『明治史要』による）

大分県には令・権令はなく、令・権令の職務である「縣内ノ人民ヲ教督保護シ、條例布告ヲ遵奉施行シ、租税ヲ収メ賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判シ、非常ノ事アレハ鎮台分営へ稟議シ便宜處分スルヲ掌ル」任をすべて参事森下景端が代理したことはいうまでもない。そして六年一月二二日に大分県権令に、七年九月三日に大分県令に昇進した。したがって、参事・権令・令等の官職名には関係なく、森下の大分県在任の四年半は、すべて森下が大分県政の最高責任者として差配したのである。草創期大分県政はその功罪を含めて多く森下の評価に直結して差支えあるまい。

なお、四年一月の改置府県の長官を一覧すると、第1表のとおり、全国三府七二県のうち、東京・京都・大阪の三府は知事・権知事、神奈川・兵庫・新潟など開港場を持つ諸県を中心に一二県には令が配されたが、権令が一八県、参事が三九県、権参事が三県であった。九州各県をみても、贗札事件にからんだ知事の更迭という特殊の経過がある福岡県令を除けば、長崎県のみが権令で、他はすべて参事であった。大分県の長官に参事が配されたことは当然の状況であった。

第2表 新地方長官の前任官職
明治4年11月

前任官職	府県数
知事	15
権知事	13
参事	2
大参事	19
権大参事	5
権少参事	1
県士	11
中央官庁	6
不明	3
計	75

(『明治史要』補正)

しかし、各地方長官の前任官職をみると、第2表のとおり元府県の知事・権知事や元諸藩の大参事が多く、権大参事出身者は五名にすぎない。森下の場合、全国的に見ても大技擢の一人とも目されようが、中には、静岡県権少参事から宇和島県参事となった平岡準のような例や県士出身者(大半は薩長土肥出身)も一一名見られる。また森下の出身地である岡山県参事には、岡山藩の後輩である新庄厚信が任じられたが、幕末の長州藩政と関係深く、柏崎権知事からの就任であった。¹⁾

2 日田県大参事白浜貫礼

第二に、森下赴任までの大分県政発足の準備についてふれておきたい。

諸準備の中心人物は前日田県大参事の白浜貫礼であったと思われる。彼は松方正義・野村盛秀両知事の下、たえず日田県役所にあつて、実質上県政を取り仕切つて来た。とりわけ三年末から四年前半は、日田県一揆と大衆騒動に遭遇し、多事を極めたにちがいない。彼は、森下の参事任命と同日に大分県七等出仕に任じられ、翌五年二月三日に権参事となったが、新県政の始動を見届けたかのように、三月二八日免官となっている。薩摩の出身であるが、恐らく自ら身を引いたのであろう。「永山

「神主日記」⁽²⁾によれば、第二代日田県知事野村盛秀は、四年一〇月一二日東京にむけ出張し、そのまま埼玉県令に任命され、日田には帰ることなく埼玉に赴任している。白浜は責任者として日田県の終末を見届け、大分県移管と大分県発足の諸準備に専念したのであろう。元府内藩家老岡本主米の記録によれば、一二月九日に新県発足にからむ会議を持ち、各種打合せをし、「大分県江差出」の人選を行っている⁽³⁾が、直接的には白浜の指示を受けてのことではないかと思われる。

この時期森下は東京にあつた⁽⁴⁾が、四年一〇月一五日大分県権参事に任じられた早川勇が、恐らく赴任しないまま一二月一五日には山形県権参事に転じているのも、白浜の実績を評価し、名実ともに参事の女房役として仕事をさせるためであつたのかもしれない。「永山神主日記」には、五年二月一七日の条に「大分県江御役人衆当日御引越」、一八日の条に「一昨日大分県江御引渡有之、大分県出張所と成る」との記述があり、森下の着任時期と合わせた対応がなされたものようである。一月二〇―二七日の大分県人事も旧府内県士三名、臼杵県士一名のほかは、中村元雄、三松則義など二一名の旧日田県役人の採用である。新県庁の所在地との関係から旧府内県との連絡もさることながら、新県発足と各県からの引継ぎ業務の段取等は、白浜指揮下の旧日田県役人を中心に行われたとみるのが妥当であろう。

3 県庁開設

「大分県史料27」⁽⁵⁾ 県治摘要に「本庁所在之部」があり、次のように記されている。

初メ壬申正月廿三日第三大区大分郡 一小区大分町 南勢家 幸松平十郎宅ヲ以テ仮ニ庁ヲ開キ、同三月朔日游焉館旧府内 県学校ニ転庁スト

虫モ、庁内狭隘事務整頓ニ便ナラス、同九月朔日終ニ城内ノ地ニ転移ス、是ヤ國ノ中央、自ラ本庁ノ在ル所、県治ヲ永遠ニ宣命ノ地ト謂ツヘキナリ

これまで一般には、大分県庁といえは幸松平十郎宅↓游焉館跡↓府内県知事宅という図式で理解されて来た。事実そのとおりではあるが、前記引用史料の中にも、幸松平十郎宅の場合は「仮ニ」という文字がついており、游焉館跡の場合も「県治概

略」で「旧府内県学校遊藝館ヲ仮庁トシ三月朔日転移ニ付課中へ達シ」とある点を見逃してはなるまい。のちに記録して行く過程で以前の分にすべて「仮」をつけたのではないかとの見方もあり得るが、五年一月二三日付けの大蔵省への「仮庁御届書」をはじめ、諸資料からその説は成立し得まいと思われる。

最初に仮大分県庁になった幸松家は、伝説で有名な瓜生嶋の元島長であり、沈没後慶長二年から勢家に土地を与えられ、製塩業を営んでいたという伝承を持つ。寛永二年に酢株を獲得、天和二年からは飛脚業、飛脚宿をも営んでいた府内藩下の豪商酢屋である。いう迄もなく、府内藩政・府内藩財政にも深く関与していた。府内藩では、天領日田の掛屋広瀬久兵衛を招請した幕末の藩政改革の折、「諸藩ノ使節賓迎之用」と「府主亦暇時來遊」ぶため大厦を建て賓館としていたが、幸松家の当主平右衛門方弘がこの賓館に「居住」を命じられて、弟の雄三郎を「家事補佐」として家業に当たらせた。明治四年廃藩置県後この賓館が幸松氏の所有に帰っていたのである。仮大分県庁となり知事住宅となつたのはこの「賓館」であつた。⁽⁸⁾大蔵省への「仮庁御届書」にいう「元府内県下旧本陣」という表現も納得されよう。なお、明治初期の行政文書で、その所有者について同一人物ではないかと思われるほどに、幸松平十郎・平三郎・雄三郎の名前が混淆しているが、平右衛門方弘が平十郎あるいは平三郎を名乗つたとすれば、判然とする。平右衛門方弘は二男一女に夭折されて、弟雄三郎に家を嗣がせていたが、一六年二月五八歳で病死した。後嗣の幸松雄三郎は明治前半期、登高社・第二十三銀行の創設や高崎山道路の建設などに活躍していることは周知のとおりである。

しかし、幸松宅は最初から仮庁であつた。開庁後一か月余の三月一日には職員数も百名を超えて遊藝館跡に転庁し、庶務課・聴訟課・租税課・出納課の「四課ヲ区分シ各事務ヲ担当セシム」ることとした。ようやく「庁内立札」となり、「庁内沓ノ仮昇降……木履草履ノ類」は禁止され、近代的役所風景が現出した。しかしこれも「元來仮庁ニ相設ケ事務取扱来」っていたわけだ。「追々出張所相廢シ事務多端諸事間狭ニ付差支ノ廉不尠」、五月九日には、跡地を授産場として利用する含みで、府内城郭内旧知事宅への転移伺を所轄庁である陸軍省に提出した。旧藩県からの事務引継ぎにも終了の目途が立ち、管内各出張所

の廃止も日程にのぼろうとする頃である。何よりも大分県庁の所在地である府内県の事務引継作業が完了し、全面的な知事宅の明け渡しが可能となる必要があったと思われる。条件付きで伺は聞届けられたが、修理や模様替等もあり、実際の転庁は九月一日となったのである。¹⁰⁾ 二年半後の八年三月に調整された「大分県史料27」にいう「是ヤ国ノ中央自ラ本庁ノ在ル所県治ヲ永遠ニ宣命ノ地ト謂ツヘキナリ」という下りは、ようやく「仮庁」を脱し、当初から展望していた場所に県庁を設置し得た喜びの余韻が未だ残っているように思われるが、どうであらうか。

以後今日に到るまで、大分県では分県騒動はあったものの、県都移転論議は皆無である。県中央部という地理的位置と、令制下の国衙、中世における大友屋敷の存在などの歴史の重みの然らしむる所であろう。したがって今後は、旧府内城を中心に県都を整備して行くことが、府内町ばかりでなく大分県の課題ともなるのである。

三 県政組織

1 県政機構

府県組織の創出は、領主という封建割拠勢力を否定し、地方を中央政府の政策の浸透機関にすることを目的とした。¹¹⁾ それは、戊辰戦争と並行した府県の設置、府藩県三治体制下の藩治職制(明治元年一〇月二八日)、版籍奉還の聴許(同二年六月一七、二七日)、職員令(同二年七月八日)、藩制(同三年一〇月四日)、そして廃藩置県の詔(同四年七月一四日)によって整いつつあったが、同四年の府県の分合改置と前後した府県官制(一〇月二八日)と県治条例(一月二八日)によって組織の大意が確立した。令・参事・典事以下の官職とその任務権限、石高別の判任官数や庶務・聴訟・租税・出納の四課組織などである。地方政治の幹部は奏任官(知事・令・参事・権参事・七等出仕)として中央発令とした。四三万石規模の豊後大分県の場合、判任官数は四人となる。

しかし森下は、発県後間もない一月二七日旧県大少参事の合同を持ち、次の確認をした。即ち、「当国諸郡ノ如キ其地峻峻

広遠……城邑村落区々溪間屈曲ノ間ニ点在ス……山河海浜ノ如キハ大ニ地ノ肥瘠ヲ殊ニニシ、氣候寒暄モ亦一ナラス、人煙ノ疎密營業ノ難易モ亦日ヲ同フシテ論シ難「い、したがって「諸廢県トモ引渡ノ順序ヲ追ヒ、新官員ヲ分賦シ、在来ノ庁ニ就キ、実地経験ノ上釐革改正、事ノ廢スヘキハ之ヲ廢シ、存スヘキハ之ヲ存シ、管内総テ同轍ニ帰シ、一視同仁ノ御趣意ヲ貫徹」して行きたい、というのである。「御政令帰一ノ朝旨」ではあるが、山岳重疊・地区細分、小藩分立のこの地には、それまでに一定の時間と経過が必要であると大蔵省に上進したのであった。

こうして二月七日に日田・森・日出・杵築・白杵・高田・鶴崎・久住・岡等に出張所を設け、各藩の旧大参事・権大参事等を十等出仕に任じ、旧県からの引継作業を急がせた。一月二七日仮庁中規則が制定されたといわれるが、県治概略の中にも出納課以外は確認できず、幸松家県庁の時代には本庁の全庁的な分課はなかったのではないかと思われる。本庁に県治条例にある四課がおかれ、その「分荷ノ目」が定められたのは三月一日、游焉館県庁となつてからである。「分荷ノ目」の文言は、県治条例の規定に従つて県で独自に定めたものであろう。一方、鶴崎(三月二日)・日出(四月一日)・白杵(四月十九日)の各出張所に続いて、六月二日には全出張所が廢止され、新たに会所がおかれることとなつた。すでに、府内県知事宅への本庁の移転伺も認められ、県内地方組織も創られようとする時期である。本格的な四課分荷体制の展開は府内城県庁となつてからであらうか。

当時の大分県官員数を出身旧県別に整理すると、第3表のとおりとなる。三月分には奏任官数がはいつていないが、捕亡の場合とは別として、旧豊後国内の各藩領からまんべんなく登用されていることがわかる。これは当初、各藩領の士族対策という面より、「混肴錯雜ニシテ其土地ノ法熟知ノ者ニ非レハ一朝ニ之ヲ弁スル能バ」ざる故であつただろう。五年三月段階で旧豊後国内諸藩領出身者は、官員総数一〇〇名のうち八六名に達していた。出張所廢止後の七月にはその割合はやや減少傾向にはあるものの、三年弱を経過した八年三月段階でも大分県出身者は、一五等出仕まで六八名のうち七二%に達している。親任篤い他県人を中央で任命して官吏として派遣し、判任官以下の採用については地元を優先しつつ、その調達については責任者に

第3表 旧県別県官人数表

明治5年

出身旧県名	3月人数	7月人数	7月捕亡数
日田県	16	13	2
府内県	11	11	18
岡築県	10	11	4
杵築県	8	7	1
日出県	6	3	(立石)6
臼杵県	11	12	4
佐伯県	7	5	
森県	4	6	
嶋原県	4	3	
熊本県	7	6	
延岡県	2	1	
小計	86	78	
その他 (内岡山県)	14 (3)	20 (5)	
合計	100	98	35
出典	大分県 官員名簿 (官省進達留)	大分県 官員録 (岡本家文書)	全左

代大分県知事の県職員への挨拶で記録に残っている最初の事例であると思われるので、ここに全文を引用しておこう。

夫レ県治ノ挙否ハ県官ノ勤惰ニ在リ、勤レハ諸般茲ニ挙リ、惰レハ百事渋滞スルハ更ニ言ヲ待タス、当県昨壬申初春開庁以來、県官一同協心戮力昼夜励精百事挙リ、官省ニ於テ当県ノ声誉殆ソト他県ニ卓越セント欲スルノ聞ヘアリ、是レ玉置本資婦県現ニ談スル所、皆是諸彦軼掌尽力ノ然ラシムル所ナリ、豈図ランヤ客冬蜂起何ノ所擲モナク、暴動雷ナラス、惜ムラクハ治績ノ一班ヲ欠クト雖モ、素ヨリ小民一時ノ虚勢ニ乗スルノ暴行、其悔ルヤ必セリ、元來蜂起ハ固陋ノ旧習ニシテ、悔レハ却テ開化ノ基本トナル、將來百事ノ進歩、之ヲ前日ニ比似スレハ更ニ施設シ易ルヘシ、依テ百官一層拮据經營百尺竿頭一歩ヲ進メ、更ニ一県ノ声誉ヲ隆昂シ、上下同般開化ノ域ニ転徒シ、以テ朝旨ニ応酬シ奉リ、著実電勉前日ノ声誉退歩無ラン事ヲ是請フ

その後、県治条例の部分改正もあり、各課中の専務については改廃転移が少なくないが、八年一月三〇日には県治条例を

委任し報告のみを求めるシステムは、発県当初というより日県時代からのものであったが、同時期の小倉県（五九%）と対比した場合、大分県での地元出身者の割合が著しく高い点は、森下の方針であったと考えられる。

五年一月二三日これまでの局中規則を廃止して、処務条例並各課専務章程を制定し、四課一六掛から四課一四専務の体制としたが、五年末の県中四郡一撥前後から「官員減省ニ付免出任」人事が目立って来る。各専務繁劇時は臨時雇入れによらなければならなかった。

明治六年一月森下景端は課中に次の布達を行った。歴

廃して、府県職制並事務章程(太政官達第二〇三号)が公布された。大分県では八年四月学務課が新設されて五課体制となっていたが、九年一月より、府県職制並事務章程に従って、第一課庶務、第二課勸業、第三課租税、第四課警保、第五課学務、第六課出納の六課体制を敷くこととなった。県政機能の中から裁判機能を分離したことが特徴である。

なお、大分県からの布達や達に担当課が、甲第〇号というように甲・乙・丙・丁で明示されるようになったのは六年一〇月八日からであり、更に九年一月からは庶第〇号というように、庶・勸・租・警・学・出と変更になった。県政組織がいよいよ整ってその責任所在が明示され、文書様式にも反映して来たと言えることができる。

2 権参事人事

県治条例では、令・権令・参事・権参事・七等出仕までが奏任官であり、典事・権典事(のち大属)が四課の課長として実務を仕切る規定であった。森下が参事に任じられた時、早川勇が権参事、白浜勘兵衛が七等出仕となったが、ほどなく早川は転出し、白浜が権参事になったことは先に記した。

その後森下県政四年半の間の権参事人事をみると、実に転変が激しい⁽¹⁴⁾。五年三月末白浜依願免のあとは、四月に町田景慶(元佐土原県)が就任、七か月後の一月には三瀨県に転出して沢原源太郎(元岡山県)が一月から翌六年七月まで。三か月の空白があつて一〇月から十一月まで黒水長慥(元高鍋県)、そして八年一月まで今度は約一年間の空白のち、大分県本貫の米良悔堂・小原正朝が登場する。白浜も含めて四年半(その間空白期間が一五か月)に実に六名である。黒水までみると、その平均在任期間は四か月余である。早川と町田は他県への転出であるが、白浜・沢原・黒水の三名は依願免。後述するが米良は過労のため病を得て退職、四か月後に三九歳で死亡する。小原も五、六年後のことであるが病氣退職し、森下自身も「体和を失し、起臥常ならず」⁽¹⁵⁾、九年六月に依願免となるのである。官僚制成立期・県政草創期における人的不安定と激務ぶりが象徴されているのかもしれない。

それにしても、沢原の免職とあとを受けた黒水の一か月での退職、そしてその後一年間にも及ぶ権参事の空白は異状である。沢原源太郎はもともと岡山藩出身で、北越征伐に従軍ののち、越後府・京都府に勤務、京都府権典事となっていたが、明治四年一二月八日木更津県十等出仕を命じられ、一五日に大分県九等出仕となったものである。わずか一週間の間隔での木更津県出仕から大分県出仕の発令は、森下在京中のことでもあり、その働きかけがあったと考えられる。いわば森下の引きで大分県に来たのである。五年三月典事ののち、一月二日第四代目の権参事に就任した。四年一二月八日に七等出仕に任じられていた黒水長慥を追い抜いての任用であった。しかし、八か月後には依願免となり、しかも「位記返上」つきであった。後任の黒水も一か月で引退している。その背景等については別稿にゆずり、ここではこのあと県政のNo.2に登場して来た米良と小原についてふれておきたい。

米良悔堂は、日出藩の藩校教授・家老も務めた東嶠の長男である。維新时期、日出藩の兵制改革に従事し、貢士・権参事などを経て、明治五年二月一一等出仕で大分県入りした。第二大区区长(五年六月)、権典事(六年三月)、権大属(同八月)、七等出仕(同一〇月)を経て、七年一月二八日森下県令下の参事となっている。短期間での急速な昇進が注目されよう。森下の信任がいかに厚かったか、米良の力量がいかに高かったかを示しているよう。

また小原正朝は、五年一月二七日の旧県大小参事の会同に岡藩代表として出席しており(日出藩代表は大参事滝吉弘であり、大分県出仕後大蔵省出仕となる)、二月に十等出仕として県入りした。岡出張所長から県典事(六月)・大属(六年七月)などののち、米良の参事任命と同月の七年一月二八日に権大参事に任じられている。大分県職員としての出発点からすれば、米良に若干の遅れは取ったものの、天保九年生まれの米良より六歳の年少であり、そのスピードに遜色はない。小原はこのあと、香川、西村両県政でもNo.2としてこれを支え、休職後は豊州改進黨を組織して県会議長も務め、西村県政と対決する。これまた森下の信任と本人の大きな力量を感じさせるものである。なお、同じ岡藩出身の野尻邦基が、小原を追いかける如くに昇進し、九年四月七等出仕となっているが、権参事ではないので、指摘のみにとどめる。

ここでとくにこの二名を取り上げたのは、前述した県職員の中における地元出身者の割合の高さとともに、地場出身幹部の育成・重用は、県令森下のスタンスとして注目に値すると思われるからである。「地方を中央政府の政策の浸透機関」化する地方の責任者である森下が、その中で目安箱を設置し、庁中会議を持ち、県内巡視にも励んだ姿勢とともに、第二代香川県政へとつながる部分と見ることができるとはではないか。

四 大区・小区制

1 政府の指令

大区小区制は、明治二十年代初頭の郡制・市制町村制、一年の郡区町村編制法に先立つ府県の下部機構・地方組織である。廃藩置県・新府県発足以来六年余の歴史を持つただけで消滅した。

その発端は、廃藩置県に先立つ明治四年四月の戸籍法（太政官布告第一七〇号）で、戸籍事務遂行のために区の新設と戸長副戸長の任命を指示したことにある。即ち、これまでの戸籍は「族属ヲ分ツテ之ヲ編製シ」て来たために「遺漏ノ事」があつても「検査スルノ便」を得なかつたので、今回からは「地ニ就テ之ヲ収メ」ることとする。そのために「各地方土地ノ便宜ニ階ヒ、予メ区画ヲ定メ毎区戸長並ニ副ヲ置キ」取組め、というものであった。その区画については、「譬ハ一府一郡ヲ分ケ何区域ハ何十区トシ、其一区ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ、然レ共其小ナルモノハ数十ニ及ヒ、大ナルモノハ一二三止ルモ、都テ其時宜ト便宜トニ任セ防ナシ」とし、戸長についても「是迄各處ニ於テ、莊屋名主年寄觸頭ト唱ル者等ニ掌ラシムルモ、又ハ別人ヲ用ユルモ妨ケナシ」とされていた。

三治体制下各府藩県で作業は始まり、四年七月の廃藩置県、一月の府県の分合改置を経て、大分県でも五年七月には管内戸籍編成済みの進達を行い、九月には壬申正月末現在の員数を発表するに到った。

恐らく、こうした戸籍編成作業と新府県政創出作業の進展を見定めた上のことであろう、太政官は四月九日各府県あてに布

告等一一七号を発し、「庄屋名主年寄都テ相廃止、戸長副戸長ト改称シ、是迄取来り候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切、為取扱候様可致事」と命じた。ここで戸長副戸長は、単なる戸籍吏から各区の行政官へと質的転換をとげたのである。また大蔵省は一〇月一〇日第一四六号達で、「各地方土地ノ便宜ニ寄り、一区ニ区长壹人、小区ニ副区长等差置儀ハ不苦候」として、その費用は民費によることを布達した。

その後は、七年三月八日正副戸長(十二等―十五等)を官吏に準じるものと認めた太政官達第二八号を発したのみである。大分県における大区小区制の編成について見る前提として、このように政府の主導・指示は極めて少なく、かなりの自由裁量権を認められて地方組織が創出されて行ったことを、まず確認しておこう。

2 大区会所時代

五年三月以来、行政内部で地方組織としての大区小区の設定作業は進められ(八大区二五九小区、一小区平均一一・四町村)、戸長副戸長が戸籍吏のほか各小区の代表者でもあった戸長副戸長心得が作成され(三月二三日)、保長も任命されていた(五月一〇日)が、県下で旧藩の地方組織に代わる新県のそれとして大区小区がその全貌を現したのは、六月二日の「管内各出張所廃止ノ達シ」以来である。去る四月の太政官布告第一一七号が県下に施行されたのである。「戸長副戸長保長ヲ除ノ外大里正ヲ始メ町村役人總テ相廃止候条是迄ノ事務一切其区毎ノ戸長副へ来ル廿日迄引渡可申事」と指令し、第4表の八会所を設置するとともに、区长権区长を任命した(六月三一―一七日)。本庁も游焉館県庁から府内城

第4表 大区会所と区长

会所	所在地	区长(○印)・権区长
第1会所	旧島原権高田出張所	中村無八
第2会所	旧日田権別府仮出張所	○米良梅堂 (旧日出県権大参事)
第3会所	府内町安藤京平宅	戸田源五四郎
第4会所	旧臼杵権宮河内出張所	○堀宅十郎
第5会所	旧岡県犬飼出張所	中川久悠 (旧岡県権大参事)
第6会所	直入郡今市副戸長宅	○宗重計 (全)
第7会所	玖珠郡旧森出張所	宮野元貞 (旧森県大参事)
第8会所	日田郡豆田町市郷会所	若林永興 (旧臼杵県権少参事)

(『県治概略』I、『大分県史』近代編Iによる)

第5表 三長給料並筆紙墨代

明治5年6月

三 長	給 料 金	筆 紙 墨 代
区 長 1 か 年	270円	30円
権区長 1 か年	210円	30円
戸 長	60円	15円
副 戸 長	42円	15円
保 長	6円	—

(『県治概略』Iによる)

県へ移転の展望が開けたところであった。もちろん、区长権区长は官選であり、各会所は各区の中でも大分県庁最寄りの地に設置された所が目にとまり、住民の利便性より行政のそれが優先されたといわざるを得ない。また、各大区とも県庁近辺に出張所をおき、大区会所には区长または権区长のほか、戸長副戸長のうち二名と保長の計四名が交替で詰めることとなった。

現在大分県公文書館に、明治五年の「各会所伺書」が架蔵されているが、会所詰三職長の順番や交替期間の短縮・延期に関わること、戸長副戸長保長の人員増に関する事、給料予算の増額要求など、問題点が浮彫りにされ興味深い。なお、一小区あたり町村数が一八・五五、一九・〇〇と他区に比べて格段に多い五大区と六大区からは、保長の増員要求が再三に及んでいる。保長の増員については八月二二日「類例ニ拘外ニ付難聞届」として却下したが、戸長副戸長については一月四日「式百戸ニ長副ノ内耆人ノ目途、三百戸以上ハ式人、五百戸以上三人ノ割ヲ以テ、式百戸毎ニ耆人ヲ増ス」ことを認めている。¹⁹⁾

なお、区・戸・保三職長の「給料並筆紙墨代」は第5表のとおりであったが、旅費日当が「当分ノ間」として布達されたのは、大区会所発足三か月余を経過した九月二〇日のことであった。

3 用務所時代

改廃相つぎ錯綜する県下の大区小区に関する事項を表の形で整理すると、第6表のようになる。

六年三月には、これまでの大区区长制の廃止、大区会所の閉鎖が敢行された。各会所詰捕亡も廃止して、以後「本庁ヨリ時々巡查致」すこととし、用務所が各小区におかれ、戸長副戸長保長が詰めるシステムとした。ここに、県一大区一小区というルー

第6表 大分県大小区関係年表

明治	5年	6年	7年	8年
大区	6月 大区長	3月 各区	取締	11月
小区		3月 各区総代	4月 小区長	
	3月 戸長・副戸長			
	5月 保長		4月	
役所	6月 大区会所	9月 伍長		
		3月	用務所	

(『大分県史』近代篇I、『県治概略』I IIによる)

トから小区単位の行政へと大転換が図られたのである。地元と大区会所・県庁の間を往返する三長たちの時間と労力、その財政的裏付の問題が潜在的に背景にあり、県中四郡一揆の反省を機に、よりキメ細かい組織へと転換を図ったのであらう。

しかし、一五九小区と県との間には、四月二二日に各区二人ずつの区取締を設置して事務を「総管」させている。各区取締の月給は一〇円、旅費一円、日当三〇銭。正権区長に比べれば月給は二―三分の一、旅費日当は約二分の一としたのである。戸保長たちの旅費日当負担は、頻度の面から大いに減少したであらう。各小区にはこの時点で小区総代もおかれたものと思われる。

六年九月二九日には伍長が設置された。

上令下布ノ儀、時々村民ヲ相集メ候テハ營業ノ妨ニモ相成候事不少、乍併書取ヲ以テ申触レ、或ハ揭示致シ候トモ、之ヲ読ミ得ル者殊ニ僅々ノミ、戸ニ説キ人ニ諭ス日ニ亦足ラス、実ニ戸保ノ苦心憂慮所職ヲ辱シメノヲ恐ル處ナリ、依之嚴ニ保伍ノ約束ヲ設ケ、五戸ヲ為伍、五伍ヲ一団トシ伍長ヲ置キ、伍中ノ上

席ヲ與へ、伍中ノ取締ヲ主タラシメ、上令下布ノ節ハ其長ヲ召シ懇ニ申聞カセ、毎戸エ申通シ候ハハ、庶幾上意速ニ下達シ、弊患又從テ少ク已ムヲ得ソカ

との第一大区一小区・六小区からの設置伺を受けてのことである。「布令説諭ノ便利ハ勿論、一村共義同済ノ良法、美俗因テ生スル所」として全県下に設置が指令された。五伍も旧村そのものではなかったであらうが、「一村共義同済」「美俗因テ生スル所」と評価していることが注目されよう。無論伍長は無給であった。

ただこうなると、戸長副戸長と伍長の間であつて「上下ノ情状ヲ暢達」し、「又監督ノ責任ヲ有スル」保長の存在が問題となつて来よう。七年四月には各小区に区長をおき、保長はこれを廃止するに到るのである。保長の総人員と区長人員を考へる時、大きな経費減になつたものと思われる。小区総代にかえて区長をおき、責任体制を強化する意味もあつたであろう。太政官達第二八号に従い、各区取締と小区長・正副戸長が、「自今官吏ニ準シ」るとの指令も出された。

四月三〇日付で「甲番外達小区用務所規則並職制達」が出されるが、これをもつて大分県における大区小区制は確立したといわれる。このあと、八大区九小区区長となつた毛利莫からは、「区長ニシテ実ハ戸長ト異ルナキニ似タリ……大ニ区長ノ員ヲ減シ、三四区或ハ五六小区ニ一区长ヲ置」くようにすべきだとの建言があり、一大区一小区村々惣代八名からは「一小区ニ付区长一名戸長一名或ハ二名ニテ十分」とする建議のほか、戸長公選論も提示されたりしている。⁽²⁰⁾未だ大分県の大区小区制が安定したとはいひ難いであろうが、七年十一月一七日内務省の指令で各区取締総代筆生は廃止するものの、八年三月一三日、一部小区の「不便ヶ所改正」と「村々分合改称」を実施して以降、大区小区制に関する大きな変更は行わない。その結果は大区八、小区一六〇、町村数は一七町一八〇一村から八町七九二村となり、一小区平均の町村数は五・〇となつたのである。恐らく各用務所詰の人数もほぼ整理統一され、少なくとも各区管轄の旧町村数の区行政への影響は減少したであろう。

小倉県では小区設置を先行させ、六年末に大区においてるので、豊後大分県はその逆を行ったことになるが、大分県の小藩分立、地区細分の確認↓出張所設置↓会所設置という流れは自然であろうし、県中四郡一揆後の大改正も実体を踏まえた現実的対応として評価されよう。しかし県令の立場からすれば、行政経費は極力抑えつつ、上意の遅滞ない全県下への暢達が組織づくりのポイントであつたと思われるので、公文書の毎月の通送日と各駅ごとの時間や各ルートを決めた八年三月二五日付の甲第四三号「公文書送達方云々達」の発布によって、地方組織が名実ともに整つたとの実感を持つたのではなからうか。微細にわたる几帳面さの現れた文書である。

徴兵令の施行に引続く地租改正や学制施行等の大事業は、この組織の下⁽²¹⁾に実施されて行くのである。

(註)

- (1) 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館)
- (2) 高瀬重良氏藏。日田県関係資料は「太政官伺書類」等四点が大分県公文書館に収蔵されているにすぎない。永山神主たちは稲荷社の関係で絶えず布政所にも出入りしており、維新期の役所と地域の動静を克明に伝えている。コピー本が大分県先哲史料館にある。
- (3) 岡本家文書、大分県先哲史料館藏
- (4) 森下景端「日乗」、黒住教本部藏。コピー本は大分県先哲史料館に架蔵
- (5) 国立公文書館藏、コピー本は先哲史料館、公文書館双方にある。
- (6) 大分県立図書館藏、コピー本は開架で閲覧できる。全二五巻。明治四年一月から十二年来までの大分県の人事や達、条例等が編年順で収録されており、明治初期の大分県政に関する基礎資料である。毎年前年分を編さんしたものとと思われる。官報や県報が刊行される前の大分県の独自事業であり、森下県政の功績と見ることができ。二五巻のうち第一〇巻(明治八年末)までは大分県が大分県史料叢書(四一六)として活字化している。なお頻繁となるので、本稿では「県治概略」を典拠とした場合は注記していない。
- (7) 「官省達留 壬申一〜六月」、大分県公文書館藏
- (8) 「上記附録」、大分県立図書館藏。『大分合同新聞』(昭和五五年一月二四日号)に「瓜生島伝説のルーツ?」という見出しで関係記事も出されたが、十時英司氏が昭和六年『豊府古蹟研究』第五冊で紹介していた。しかし、いずれも幸松家の江戸期分の紹介にとどまって仮県庁の件等には全く言及されておらず、今回赤峯重信氏の示唆を受け筆者が確認したものである。なお、同氏並びに野内四郎七氏の紹介で、川崎市在住の幸松家の御子孫文夫氏とも連絡がとれ、多くの教えを受けることができた。幸松は「ユキマツ」と読む。なお、藤野七穂「上津文の流布と鈔訳本の板行」(『歴史読本』二〇〇〇年七月号)によれば、森下景端は「上記」の研究に多大の支援をしており、黒住教本部史料の中にも関係史料が多数含まれている。
- (9) 多くの明治初期の行政文書にふれてこの混淆にはじめて着目したのは大分合同新聞社刊『大分の歴史』(8)の該当箇所を執筆された佐藤節氏であったが、氏は平十郎と雄三郎は同一人物ではないかとされ、地方史研究家の大方もその方向にあった。昨年度大分県公文書館が企画

展「成立期の大分県―初代県令森下景端の時代―」を開催した折、同館囑託の荒川良治氏が別人物ではないかとの見解を出したが、十分な根拠を示し得なかったものである。

(10) 「県治概略」にも「正庁着席・大小白砂」の粗体裁図があるが、前稿に記した森下家寄託史料の中に四課の配置も含めた「大分県庁下之図」一舗がある。

(11) 大島美津子「明治前期地方制度の考察」(『論集日本歴史9』)

(12) 『大分県史』近代篇Ⅰ、加藤泰信氏稿

(13) 本文は「県治概略」にも全文掲載されているが、大分県公文書館蔵の「課中達」には森下自筆の原稿と思われるものと楷書で清書されたもの二点が綴込まれている。

(14) 「大分県史料28 県官任解 明治四〇―一二」

(15) 河上市蔵「森下景端君伝」(『国の教』十三号)

(16) 大分合同新聞社刊『大分県歴史人物事典』 佐藤節氏稿

(17) 同前、中野廣士氏稿。『直入郡史』によったというが、岡藩士→大分県官時代の年記にはミスが見られる。

(18) 『大分県史』近代篇Ⅰ、加藤泰信氏稿。多くの資史料を渉猟して氏によりはじめて、大分県の大区小区制は解明されたが、拙稿も多くをこれに依拠した。

(19) 「各会所伺 明治五年」 大分県公文書館蔵

(20) 「建白一件 明治八―九年」 同前

(21) 近代地方制度の創出からむ大区小区制の確立過程について、「郡制改革」という言葉が使用されている。大島太郎氏、大島美津子氏、原口清氏などが使用し、『大分県史』近代篇Ⅰにも出て来るが、小藩分立を引継いだ大分県域では、町村を束ねる単位はあったが、江戸期に郡単位の地方組織があって、これを大区小区に改革したというイメージには乏しいので、本稿では一切使用していない。